

勝山市介護予防通所介護相当サービス事業実施要領

平成28年4月1日

施行

改正 平成30年3月28日改正

平成30年9月28日改正

令和元年10月1日改正

令和一年一月一日改正

(事業の目的)

第1条 勝山市介護予防通所介護相当サービス事業(以下「事業」という。)は、要支援者及び第1号事業対象者(以下「事業対象者」という。)に対して、各種サービスを提供することにより、要介護状態等となること及び閉じこもりの予防、要支援状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、要支援者及び事業対象者とする。なお、事業実施にあたっては、地域包括支援センターが、当該要支援認定者及び事業対象者の意思を尊重しつつ、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切なケアマネジメントに基づき、決定することとする。

2 事業対象者とは65歳以上の者であって、基本チェックリストを実施した結果、生活機能の低下が認められた者とする。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるもののうち適切なケアマネジメントに基づき必要と認められたものとする。ただし、日常生活上の支援の実施は必要の範囲内で必ず行うこととする。

(1) 日常生活上の支援(共通的服务)

- ア 入浴、排泄、食事等の介護
- イ 生活等に関する相談及び助言
- ウ 健康状態の確認
- エ その他、要支援者及び事業対象者に必要な日常生活上の支援

(2) 機能訓練(選択的サービス)

- ア 生活機能向上グループ活動サービス
- イ 運動器の機能向上に資する機能訓練
- ウ 栄養改善に資する食事相談等

エ 口腔機能向上に資する機能訓練

(実施事業者)

第4条 事業者は、勝山市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定を受けたものとする。

(利用回数)

第5条 事業の利用回数は、地域包括支援センターのケアマネジメントにより決定することとし、次の各号のとおりとする。

(1) 事業対象者及び要支援1認定者は、概ね週1回の利用とする。

(2) 要支援2認定者は、概ね週2回の利用とする。

(第一号事業支給費の支給)

第6条 市長は、対象者が指定事業者から介護予防通所介護相当サービスを受けたときは、対象者に対し、第一号事業支給費を支給する。

2 対象者が指定事業者から介護予防通所介護相当サービスの提供を受けたときは、市長は当該対象者が指定事業者を支払うべき当該介護予防通所介護相当サービスに要した費用について、第一号事業支給費として当該対象者に対し支給すべき額の限度において、当該対象者に代わり、当該指定事業者を支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、対象者に対し第一号事業支給費の支給があったものとみなす。

(事業費の額)

第7条 指定事業者において、介護予防通所介護相当サービスを行った場合、当該事業の利用者(以下「利用者」という。)の状態区分に応じ、次のとおり介護予防通所介護相当サービスに要する費用(以下「事業費」という。)を算定する。

(1) 事業費は1月単位で算定することとし、次に掲げるア及びイについては1月につき、ウ及びエについては1回につき、いずれかの事業費を算定する。

ア 事業対象者及び要支援1 1,672単位

イ 要支援2 3,428単位

ウ 事業対象者及び要支援1 384単位

エ 要支援2 395単位

(1)の2 前号の規定に関わらず、次に掲げるアからオまでに該当する場合については、次のとおりとする。

ア 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別表第1に掲げる基準に該当する場合は、前号ア及びイについては1月につき、前号ウ及びエについては1回につき、それぞれ所定事業費の100分の70に相当する事業費を算定する。

イ 指定事業所の介護予防通所介護相当サービス従業者が、別表第1に掲げる地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定事業費の100分の5に相当する事業費を所定の事業費に加算する。

ウ 利用者が、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、当該事業に係る事業費は算定しない。

エ 利用者が一の指定介護予防通所介護相当サービス事業所において当該事業に係るサービス提供を受けている間は、当該指定事業所以外の指定事業所がサービス提供を行った場合に、事業費は算定しない。

オ 指定事業所と同一建物に居住する者又は指定事業所と同一の建物から当該指定事業に通う者に対し、サービス提供を行った場合は、1月につき所定の事業費から(ア)又は(イ)の事業費を減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

(ア) 事業対象者及び要支援1 376単位

(イ) 要支援2 752単位

(2) 生活機能向上グループ活動加算

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき100単位の事業費を加算する。ただし、(3)から(7)までの加算の内いずれかを算定している場合は算定しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他当該事業所従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所介護相当サービス計画を作成していること。

イ 介護予防通所介護相当サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択にあたっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

(3) 運動器機能向上加算

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「運動器機能向上サービス」という。)を行った場合は、1月につき225単位の事業費を加算する。

ア 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下これらを「理学療法士等」という。)を1名以上配置していること。

イ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、経験のある介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 市長の定める基準に適合している指定事業所であること。

(4) 若年性認知症利用者受入加算

受け入れた若年性認知症利用者(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。)ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た指定事業所において、若年性認知症利用者に対してサービス提供を行った場合は、1月につき240単位の事業費を加算する。

(5) 栄養アセスメント加算

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下「栄養アセスメント」という。)を行った場合は、1月につき50単位の事業費を加算する。ただし、当該利用者が(6)又は(8)の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが修了した日の属する月は算定しない。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該両者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

エ 市長の定める基準に適合している指定事業所であること。

(6) 栄養改善加算

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合、1月につき200単位の事業費を加算する。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 市長の定める基準に適合している指定事業所であること。

(7) 口腔機能向上加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合、1月につき次に掲げる事業費のいずれかを加算する。

ア 口腔機能向上加算(Ⅰ) 150単位

イ 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位

(8) 選択的サービス複数実施加算

市長が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス(以下こ

れらを「選択的サービス」という。)のうち複数のサービスを実施した場合、1月につき次に掲げる事業費を加算する。ただし、上記(3)、(6)又は(7)を算定している場合は、算定しないこととする。又、次に掲げるイのサービス加算を算定している場合においてはアを、アを算定している場合においてはイを算定しないこととする。

ア 選択的サービス複数実施加算Ⅰ次に掲げる基準のいずれにも適合している場合、1月につき480単位の事業費を加算する。

(ア) 上記(3)、(6)若しくは(7)又は介護給付費単位数表の指定介護予防通所リハビリテーション費のロの注、ハの注若しくはニの注に掲げる基準に適合しているものとして市長に届け出て運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス(以下これらを「選択的サービス」という。)のうち、2種類のサービスを実施していること。

(イ) 利用者が当該事業又は指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けた日において、当該利用者に対し、選択的サービスを行っていること。

(ウ) 利用者に対し、選択的サービスのうちいずれかのサービスを1月につき2回以上行っていること。

イ 選択的サービス複数実施加算Ⅱ次に掲げる基準のいずれにも適合している場合、1月につき700単位の事業費を加算する。

(ア) 利用者に対し、選択的サービスのうち3種類のサービスを実施していること。

(イ) ア(2)及び(3)の基準に適合すること。

(9) 事業所評価加算

指定事業所において、評価対象期間の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき120単位の事業費を加算する。

(10) サービス提供体制強化加算

指定事業所が利用者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の状態に応じて1月につき次に掲げる所定事業費のいずれかを加算する。

ア サービス提供体制強化加算(Ⅰ)要支援1及び事業対象者 88単位要支援2 176単位

イ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)要支援1及び事業対象者 72単位要支援2 144単位

ウ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)要支援1及び事業対象者 24単位要支援2 48単位

(11) 生活機能向上連携加算

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、外部との連携により、利用者の身体の状況の評価を行い、かつ、個別機能訓練加算計画を作成した場合は、アについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合

を除き3月に1回を限度として、1月につき、イについては1月につき、次に掲げる事業費のいずれかを加算する。ただし、(4)を算定している場合は、1月につき100単位の事業費を加算する。

ア 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位

イ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位

(12) 口腔・栄養スクリーニング加算

指定事業所の介護予防通所介護相当サービス従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき次に掲げる事業費のいずれかを加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

ア 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20単位

イ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位

(13) 科学的介護推進体制加算

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定事業所が、利用者に対し介護予防通所介護相当サービス提供を行った場合は、1月につき40単位の事業費を加算する。

ア 利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

イ 必要に応じて介護予防通所介護相当サービス計画を見直すなど、介護予防通所介護相当サービスの提供に当たって、アに規定する情報その他介護予防通所介護相当サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

(14) 介護職員処遇改善加算

別に厚生労働省が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市長に届け出た当該指定事業者が、利用者に対し、サービス提供を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる事業費を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(13)までにより算定した事業費の1000分の59に相当する事業費

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(13)までにより算定した事業費の1000分の43に相当する事業費

ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(13)までにより算定した事業費の1000分の23に相当する事業費

エ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ウにより算定した事業費の100分の90に相当する事業費

オ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) ウにより算定した事業費の100分の80に相当する事業費

(15) 介護職員等特定処遇改善加算

別に厚生労働省が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市長に届け出た当該指定事業者が、利用者に対し、サービス提供を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる事業費を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(13)までにより算定した事業費の1000分の12に相当する事業費

イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(13)までにより算定した事業費の1000分の10に相当する事業費

(審査・支払事務の委託)

第8条 市長は、指定事業者に対する事業実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払の事務を、国民健康保険団体連合会に委託することができるものとする。

2 前項に規定する審査及び支払いに係るサービスごとのコード及び単位数は別表第2のとおりとする。

(事業費に係る支給限度額)

第9条 この事業に係る支給限度額は、勝山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別表第4に規定するとおりとする。

2 第1項に規定する支給限度額を超えて、利用者が介護予防通所介護相当サービスの提供を受けた場合、介護保険法施行令第25条に規定する算定方法により事業費を算定することとする。

(指定事業者の責務)

第10条 指定事業者は、この事業を円滑かつ適正に実施するため、必要な職員を配置しなければならない。

2 従事職員は自身の清潔保持と健康の管理に努めなければならない。

3 指定事業者は、事故発生時の対応を含めた安全管理体制を整備しなければならない。

4 事業実施中に発生した事故等については、速やかに市へ報告するとともに指定事業者が責任をもって対処しなければならない。

(利用者の責務)

第11条 利用者は、予め決定された利用日に利用できないときは、速やかに指定事業者に連絡しなければならない。

(個人情報の保護)

第12条 事業者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び厚生労働省が策定した医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成16年12月24日通知)を遵守し、利用者の個人情報を適切に取り扱う。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則として利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて、利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(関係機関との連携)

第13条 市長、地域包括支援センター及び指定事業者は、互いに連携を図る中で、事業の効果的な実施を図るものとする。又、必要に応じて、かかりつけ医師及びその他関係機関と連携を図るものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(令和3年4月1日から令和3年9月30日までの単位数の算定の特例)

2 令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間は、第7条(1)アからカまでについて、それぞれの所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。

附 則(平成30年3月28日改正)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月28日改正)

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(令和元年10月1日改正)

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和一年一月一日改正)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第7条関係)

加算等

条項	基準等
第7条第1項第1号アの基準	平成12年2月10日厚生省告示第27号に規定する厚生大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費の算定方法をいう。(利用定員超過)
第7条第1項第1号イの地域	平成21年3月13日厚生労働省告示第83号に規定する地域をいう。(中山間地域等)

別表第2(第8条関係)

コード・単位数表

サービスコード履歴 (種類コード (項目コード))	サービス略称	単位数 (合成単位数)	算定単位
A6 1111	通所型独自サービス1	1,672単位	1月につき
A6 1112	通所型独自サービス1日割	55単位	1日につき
A6 1113	通所型独自サービス1回数	384単位	1回につき
A6 1121	通所型独自サービス2	3,428単位	1月につき
A6 1122	通所型独自サービス2日割	113単位	1日につき
A6 1123	通所型独自サービス2回数	395単位	1回につき
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提携加算	5%	1月につき
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割	5%	1日につき
A6 8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数	5%	1回につき
A6 6105	通所型独自サービス同一建物減算1	-376単位	1月につき
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2	-752単位	
A6 5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	100単位	
A6 5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	225単位	
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	240単位	

A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	50単位
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	200単位
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	150単位
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ	160単位
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ 1	480単位
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ 2	480単位
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ 3	480単位
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ	700単位
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	120単位
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 1	88単位
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 2	176単位
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 1	72単位
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 2	144単位
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 1	24単位
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 2	48単位
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ 1	200単位

A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ2	100単位	
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	20単位	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	5単位	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	40単位	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	59/1000加算	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	43/1000加算	
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	23/1000加算	
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	加算Ⅲの90%加算	
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ	加算Ⅲの80%加算	
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	12/1000	
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	10/1000	
A6	8310	通所型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	1/1000	
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	1,170単位	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超	39単位	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス2・定超	2,400単位	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超	79単位	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス1回数・定超	269単位	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス2回数・定超	277単位	
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	1,170単位	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠	39単位	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠	2,400単位	1月につき

A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠	79単位	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス1回数・人欠	269単位	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス2回数・人欠	277単位	